

1. **（定義）第1条**

本会則は株式会社ほねごり（以下「会社」という）の運営・管理する整体院（以下「当院」）の承認を得て入会手続きを行われた個人・法人（以下「会員」という）に適用されるものとします。

2. **（目的）第2条**

会員が、当院の諸施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

3. **（施術プラン）第3条**

1. 当院が定めた施術プランの範囲に応じ、当院を利用することができます。
2. 施術プランの契約期間は、当院が別に定めた期間とします。
3. 当院の利用範囲や条件、特典については別に定めます。
4. 当院を利用するときは、当院が発行するチケットを提示してください。

4. **（料金及び支払方法）**

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定めます。
2. ユーザーは、当社が定める方法でのみ、本サービスに係る利用料金の決済を行うことができます。なお、振込手数料が発生する場合は、ユーザーが負担するものとします。

5. **（申込み資格）第4条**

1. 当院の施術プランは次の各号のとおりとし、これらの項目を全て満たす方に施術を提供します。

なお、当院は裁量により申込みを受理しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

また、申込みの後に資格外であることが判明した場合、当院はお客様の申込み資格を取り消すことができるものとします。

 - a. 当院のスタッフによって申込み資格を認められた方。
 - b. 各施術プラン種別において別に定める資格を満たす方。

- c. 本会則および当院の諸規則を遵守する方。（未成年者の方は、親権者の同意が必要です。）
- d. 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属さない方。
- e. 医師等により施術を禁じられておらず、当院の利用に支障がないと自らの責任において申告された方。
（健康状態に疑義のある方はご相談ください。）医師の診断書の提出をお願いする場合があります。
- f. 妊娠中でない方。
- g. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
- h. 会社に対し、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを保証された方。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の義務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
- i. 過去に当院で除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行った方を含む）、または他の整体院等で禁止行為を行ったことにより除名処分になったことがない方。
また、過去の除名原因が明確であり、会社が別に定める基準に応じて再度申込み資格を認めた方。

- 2. 会社はお客様が前項の一つでも反する場合、取引又はサービスの利用を停止、またはお客様との間の契約一切を解除、除名を適用することができるものとします。

6. （手続き）第5条

- 1. 当院を利用する方は本会則を承認の上、申込み手続きを行い所定の料金等を納

入、当院の承認を得てご成約となります。未成年者が希望する場合は、未成年者本人と親権者が連署の上、手続きを行うものとします。

この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

2. 前項に定める申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別に定める審査手続きにおいて申込みが認められない場合があることを予め承いただきます。
3. 申込み資格を喪失した方が、当院に再度申込みを希望する場合、当院は資格喪失理由により、諸料金の割引を適用しない場合があります。
4. ご契約となる方は手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、勤務先および住所、決済に必要な情報を登録するものとします。また、ご契約となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
5. 会員証は本人のみが使用することができ、他人に貸与、譲渡はできません。

7. **（申込み資格の取得）第 8 条**

施術プランの申込み手続きを行った後、ご契約を認める場合には、ご契約手続きの際に定めた利用開始日（以下「利用開始日」という。）より申込者は資格を取得したものとします。

8. **（契約資格の譲渡）第 11 条**

お客様は、その契約施術プランを他に譲渡することはできません。（ただし、二親等までの家族には可能とします）

9. **（利用制限・解除）第 14 条**

お客様が次の各号のいずれかに該当した場合は、当院はご契約資格の停止処分あるいは除名処分をすることができます。また、各号に該当し除名を受けたお客様は、その後会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。（但し会社が別に定める基準に準じて認めた場合は除く）

1. 第 4 条の申込み資格を喪失したとき。
2. 本会則、その他会社の定める諸規則に違反したとき。
3. 当院の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
4. 当院の施設を故意に破損したとき。

5. 諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。当院からの催促に応じないとき。
6. 契約に際して当院に虚偽の申告をしたと判明したとき。
7. 当院のお客様としてふさわしくないと判断したとき。
8. 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
9. 他のお客様に対する迷惑行為、当院の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
10. その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

10. **(契約資格喪失) 第 15 条**

お客様は次の場合その資格を喪失します。

1. 手続きが完了したとき。
2. 当院に除名されたとき。
3. ご契約者本人が死亡されたとき。
4. 運営上重大な理由により当院を閉鎖したとき。

11. **(解約)**

1. お客様は、当社所定の手続の完了により、本契約を解約し、本サービスを退会することができます。
2. 当社は、契約者が本契約の解約を行った場合、当該解約が属する月までに受領した利用料金を返還する義務を負いません。

12. **(本契約終了後の措置)**

1. お客様は、本契約が終了した場合、終了事由を問わず、本サービスについて、即時に一切利用できなくなります。
2. 当社は、本契約が終了した場合、終了事由を問わず、お客様の登録情報等当該お客様に関する一切の情報を消去することができます。
3. 当社は、前項の情報の消去につきお客様に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。

13. **(諸規則の厳守) 第 18 条**

1. 契約者は、本会則および当院の定める諸規則、注意事項を遵守しなければなりません。
2. 施設・備品の利用は、当院の指示に従わなければなりません。

14. (入場禁止・退場・施設利用制限) 第 19 条

当院は、次の各号のいずれかに該当する方の入場禁止、退場および施設利用制限を命じることができます。

1. 正当な理由がなく本会則および当院の諸規則を遵守しない方。
2. 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属すると本クラブが判断した方。
3. 健康状態により、医師等により運動や入浴を禁じられている、または会社が運動や入浴することが好ましくないと判断した方。
4. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
5. 妊娠中の方。(マタニティスクールは除く)
6. 感染症および感染性のある皮膚病の方。(但し、本クラブが別に定める基準に準じて認めた場合は除く)
7. 酒気を帯びている方。
8. 当院が他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
9. 過去に当院で除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある。(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または他の整体院等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方
10. 過去に盗難や破損等の禁止事項に抵触する為があった方。

15. (損害賠償責任免責) 第 20 条

1. お客様の施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、当院は一切損害賠償の責を負いません。
但し、会社の調査により当院に過失があると認めた場合は、この限りではありません。
2. お客様の間に生じた係争やトラブルについても、当院に過失がある場合除き、

一切関与しません。

16. **（損害賠償責任）** 第 21 条

当院の施設利用に際して、お客様の責に帰すべき事由により会社、当院または第三者に損害を与えた場合は当該顧客が速やかにその賠償の責を負うものとします。

17. **（盗難）** 第 22 条

お客様が当院の施設利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。盗難や毀損、その他の被害については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適切な賠償をするものとします。

18. **（紛失物・拾得物・放置物）** 第 23 条

1. お客様が当院の利用の際に生じた紛失については、当院は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
2. 拾得物・放置物は、原則 1 ヶ月間の保管とし、以後は処分いたします。食料品などの生ものについては時間経過により衛生上、破棄させて頂く場合がございます。

19. **（禁止事項）** 第 24 条

当院施設内および周辺において、お客様による次の行為を禁止します。

1. 動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）
2. 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
3. 所定の場所以外で喫煙すること。（電子タバコ・無煙タバコを含む）
4. 許可無く通話・撮影・録音すること。
5. 当院の諸施設・器具・備品・その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作すること。
6. 所定の場所以外での排泄行為。
7. 他の会員含む第三者や従業員、当院、会社を誹謗・中傷すること。
8. 許可なく当院において物品の売買等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営

利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）金銭の貸借、政治活動、署名活動をする事。

9. 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
10. 他の会員含む第三者や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
11. 他のユーザーのユーザー情報の使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
12. 本規約、本サービスに関連するその他の規約、ルール及びガイドライン等に違反する行為
13. 痴漢、覗き、露出、唾を吐くなど等、法令や公序良俗に反する行為。
14. 他の顧客含む第三者や従業員を待ち伏せしたり、尾行、執拗な話しかけ等の行為。
15. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員に迷惑を及ぼす行為。
16. その他当社が不相当と合理的根拠に基づき合理的に判断する行為。
17. その他、当院の秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

20. (非保証・免責)

1. 当社は、お客様に対して、以下の各号の事項について、一切の保証をしません。
 - a. (1)本サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等
 - b. (2)本サービスに中断、中止その他の障害が生じないこと
2. 当社は、以下の各号の損害について、当社の故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。
 - a. (1)予期しない不正アクセス等の行為によりお客様に生じた損害
 - b. (2)本サービスの利用に関連してお客様が日本又は外国の法令に違反したことによりお客様に生じた損害
 - c. (3)本サービスの利用に関し、お客様が第三者との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合、お客様に生じた損害

3. 当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合におけるお客様に生じた損害又は不利益について責任を負いません。

21. **（利用案内）第 25 条**

本会則に定めない運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または当院が別に定める規則に定めます。

22. **（営業時間）第 26 条**

営業時間は別に定めます。

23. **（施設の一時的閉鎖・一時的休業）第 27 条**

当院は、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

1. 当院は別に予め指定する期間を年次休館とするほか、施設点検日を定期休館とします。
2. （1）の休館のほか当院は、次の理由により施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - a. 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと当院が判断したとき。
 - b. 行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと当院が判断したとき。
 - c. 館内改装、施設改造または修理、工事により営業が不可能と当院が判断したとき。
3. 予定されている臨時休業は、原則当院施設内の所定の掲示場所に掲示することをもって足りるものとします。但し、（2）a、b の事由による休業については、当院は事前告知を要しないものとします。
4. 施設の一部休業（2）a、b の事由による休業については、当院はお客様に金銭を返還しないものとします。

24. **（クラブ閉業）第 28 条**

会社は、次の理由により、当院を閉業することがあります。

1. 気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
3. 当院が止むを得ざる事情による場合には、予告をすることにより、当院を閉業することができます。
4. 当院が閉業する場合、当院は顧客に対し、特別な補償は行いません。

25. (個人情報の取扱いについて) 第 29 条

当院は、次の各号の目的のため、顧客の住所、氏名、年齢、性別、電話番号などの情報を利用いたします。

また本サービスにおける個人情報（お客様が本規約に関して、当社に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。）の取り扱いに関しては、関連する法令及び当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います

1. 当院ならびにグループ会社において取り扱う商品、サービスなどあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催についての、郵便、電話、電子メール、面談などの方法によるご案内。
2. 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のための、郵便、電話、電子メールなどの方法によるアンケート調査の実施。

26. (個人情報の第三者提供について) 第 30 条

顧客の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示・提供致しません。

1. 顧客の同意がある場合。
2. 法令の規定に基づく場合。
3. 顧客個人を識別することができない状態で開示する場合。
4. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、顧客の同意を得ることが困難である場合。
5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合にあつて、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

6. 利用目的記載の業務に関しては、顧客の氏名・住所等の所要項目について、書面・郵便物・電話・電子メール等による、金融機関・管理会社・司法書士・引越幹事会社、その他利用の目的に必要な範囲の第三者への提供。
7. 利用目的記載の業務に関しては、グループ会社の一部または全部が変更になった場合および新たにグループ会社を設立した場合に於ける新たなグループ会社への提供。なお、グループ会社所定の方法により、ご本人様から申し出がありましたら、提供は、取りやめさせていただきます。

27. (会員情報の共同利用) 第 31 条

当院ならびにグループ会社は以下の通り、お客様の個人データを共同利用致します。

1. 共同して利用する個人データの項目
お客様の氏名・住所・電話番号・状態等、利用の目的に必要な範囲の個人情報。
2. 共同して利用する者の範囲
当社グループ会社および当社グループ会社と同等の地位にある共同事業の相手方、販売代理事業の際の売主等。
3. 利用する目的
 - a. 管理運営受託に関する業務を遂行するため
 - b. 前号の達成に必要な範囲での、個人情報の第三者への提供のため、および前号に付帯する一切の業務を遂行するため
 - c. 第 1 号の商品・情報・サービス提供のための郵便・電話・電子メール等による営業活動およびマーケティング(アンケートのお願い等)活動のため
 - d. 顧客動向分析および商品開発のための調査分析のため
 - e. 会計監査上の確認作業を行うため
 - f. 当社利用者の事業における商品・情報・サービスなどに関する資料等の送付、マーケティングなどの調査分析・集計・評価および販売促進

計画の立案のため、上記のうち、当社が負う法律上の義務又は契約義務の履行とその関連業務を遂行するために必要な場合の利用を除き、当社グループ所定の方法により、顧客本人からのご請求があった場合、遅滞なく顧客の個人情報の利用の停止等をいたします。

28. (本会則その他の諸規則の改定) 第 32 条

会則の改定並びに会則、利用規定の制定および改定は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全顧客に及ぶものとします。

29. (顧客への通知、告知) 第 33 条

1. 会社は、本会則および会則の改定をするとき、または利用規定の重要な案件に係る規定を改定するときは、内容を顧客に通知するものとし、変更後の会則、利用規定を顧客に交付するものとします。この場合、会社は 1 ヶ月前までに通知するものとします。
2. 前項による告知は、施設内における掲示、ホームページへの掲載等において告知するものとします。

30. (反社会的勢力の排除)

ユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

31. (協議事項) 第 34 条

本契約に定めのない事項及び、議事が生じた場合は、乙甲協議のうえ誠意を持って決定するものとします。

32. (附則) 第 36 条

現行の会則は 2024 年 9 月 1 日以後、本会則が適用されます。

株式会社ほねごり

2024 年 9 月 1 日 改訂